

Toppa!エンジョイサポートパックプラス規約

第1章 総則

第1条 (サービス運営等)

株式会社Hi-Bit(以下「当社」といいます。)は、「Toppa!エンジョイサポートパックプラス規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、「Toppa!エンジョイサポートパックプラス」を運営します。

1. 次条に定義する契約者に対して発する第3条に規定する通知は、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス(Toppa!エンジョイサポートパックプラス)
当社が提供する、snapio for Toppa!、Toppa!ライフ、Toppa!リフラ、Toppa!マツハのセットサービス。
※以下の本サービスにおける個別のサービス(以下「個別サービス」といいます。)に関する規約(以下「個別規約」といいます。)は、本サービスにお申込され、契約が成立した契約者に適用されます。また、本規約と個別規約との間に矛盾が生じた場合、本規約が優先的に適用されるものとします。
 - ・snapio for Toppa!規約
 - ・Toppa!ライフ規約
 - ・Toppa!リフラ規約
 - ・Toppa!マツハ規約
- (2) 契約者
当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。
- (3) 利用契約
本規約に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
- (4) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (5) 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (6) 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (7) 消費税相当額
消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
- (8) アカウントID
PINコードと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号。
- (9) PINコード
アカウントIDと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条 （通知）

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条 （契約約款の変更）

1. 当社は、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。
2. 改定後の新規約については、当社が別途定める場合を除いて、新規約に記載する改定日より、効力を生じるものとします。
3. 新規約は、改定日までに契約者が当社に届出た住所・FAX 番号またはメールアドレスへ送付するものとします。

第5条 （契約者の資格）

1. 契約者が本サービスを利用するには、当社とインターネット接続サービス「Toppa!サービス」（以下「Toppa!」といいます。）の利用に関する契約を締結することが前提となります。
2. 契約者がToppa!の利用に関する契約を解約した場合、本サービスも自動的に解約となります。

第6条 （合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条 （準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第8条 （協議）

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、契約者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第2章 本サービスの利用契約の締結等

第9条 （利用の申し込み）

本サービス利用の申し込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第10条 （契約者の登録情報等の変更）

1. 契約者は、その住所、電話番号等の当社への届出内容を変更するときは、事前に当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条 （契約者からの解約）

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- (1) 契約者は、本サービスにおける個別のサービスを単独で解約することができないものとします。

- (2) 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社ホームページ記載の方法または当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から 25 日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の 26 日から末日までに通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、利用契約の解約があったものものとします。
- (3) 契約者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウントIDの利用停止の処置をとるものとします。
- (4) 本サービスは 24ヶ月以上の継続利用を条件とし、契約者は 24ヶ月未満で解約する場合、21,000 円の違約金を支払うものとします。

第12条 （当社からの解約）

1. 当社は、第 25 条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
 - (1) 契約者が実在しない場合。
 - (2) 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 - (3) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
 - (4) 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
 - (5) 契約者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - (6) その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第13条 （権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第14条 （設備の設置・維持管理および接続）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社のサービスに接続するものとします。
3. 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第 3 章 本サービス

第15条 （本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとしします。

第4章 利用料金

第16条 (利用料金等)

1. 契約者は、本サービスの利用契約が成立した月の翌々月から、本サービスの利用料金として、月額利用料980円(消費税を含みます。)を当社に支払う義務を負います。但し、当社の裁量で、当社のサービスとして課金開始時期を繰り下げることがあります。
2. 本サービスの月額利用料は、定額とし、Toppa!の月額課金に合算して、請求をさせていただきます。また、本サービスの月額利用料については、当月初日から当月末日までを1料金月とし、月額利用料の日割り計算は行わないものとしします。

第5章 契約者の義務等

第17条 (アカウントID)

1. 個別サービスのアカウントIDは、単体での提供と本サービスにおける個別サービスとしての提供の場合、異なるものになります。
2. 契約者は、アカウントIDを第三者(国内外を問わないものとしします。)に貸与、譲渡、または共有しないものとしします。
3. 契約者は、アカウントIDに対応するPINコードを第三者に開示しないととも、漏洩することのないよう管理するものとしします。
4. 契約者は、契約者のアカウントIDおよびPINコードにより本サービスが利用されたとき(機器またはネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともアカウントIDおよびPINコードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとしします。ただし、当社の責に帰する事由によりアカウントIDまたはPINコードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
5. 契約者のアカウントIDおよびPINコードを利用して契約者と第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとしします。
6. 契約者は、自己のアカウントID、PINコード等の管理について一切の責任を負うものとしします。なお、当社は、当該契約者のアカウントIDおよびPINコードが第三者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第18条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとしします。
2. 契約者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとしします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様としします。
3. 契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとしします。

4. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、契約者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとしします。

第19条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとしします。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- (2) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (7) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (8) その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不相当と認める行為。

第20条（著作権）

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとしします。
2. 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第6章 当社の義務等

第21条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第22条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとしします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとしします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとしします。

第23条 （個人情報の取扱）

1. 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。
2. 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報の取扱については、当社がホームページ上に定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針 http://www.tp1.jp/ci/ci_policy.html）に従うものとします。

第7章 利用の制限、中止および停止

第24条 （保守等による本サービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
 - (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条 （利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - (2) 契約者に対する破産の申立があった場合、または契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (3) 本サービスの利用が第19条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合。
 - (4) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (5) 前各号のほか本規約に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
3. 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
4. 本条の定めは当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第8章 損害賠償等

第26条 （損害賠償の制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害につい

ては、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う12ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 当社は、第15条(本サービスの廃止)、第24条(保守等による本サービスの中止)、第25条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
4. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

以上

付則:平成24年2月6日制定